

武力紛争法の適用確保

非合法的手段

教育・普及

相互主義

実体法制度

国家責任 例 ハーグ陸戦条約 3

個人への義務づけ

ニュルンベルク裁判条例 6・極東国際軍事裁判条例 5

ジェノサイド条約 1, 6

ジュネーヴ条約「重大な違反」50 (I), 51(II), 130 (III), 147 (IV) 追加議定書 85 (I)

法実現の手段

一方的手段

復仇 ナウリラ事件 判例集 p. 374

現代でも可能か? ハーグ陸戦規則 50

ジュネーヴ条約 46 (I), 47 (II), 13 (III), 33 (IV)

第一追加議定書 51 (6), 52 (1), 53 (c), 54 (4), 55 (2), 56 (4)

明示に禁止されていない復仇は合法か?

国内裁判による適用

ジュネーヴ条約「重大な違反」49 (I), 50 (II), 129 (III), 146 (IV) 追加議定書 85(I)

第三者機関

利益保護国制度 ジュネーヴ条約 8 (I, II, III), 9 (IV) 追加議定書 2c, 5 (I)

赤十字国際委員会 ジュネーヴ条約 10 (I, II, III), 11 (IV) 追加議定書 81 (I)

国際裁判所

ニュルンベルク裁判・東京裁判

ジェノサイド条約 6 国際刑事裁判所

1993年 旧ユーゴ国際刑事裁判所 1994年 ルワンダ国際刑事裁判所

1998年 国際刑事裁判所

対象犯罪 6, 7, 8 注 構成要件規則 9, 21

管轄権 12, 13

まとめ

国際法はユートピアを作るものではない

「より悪くない」選択肢の積み上げ 「より悪くない」世界へ